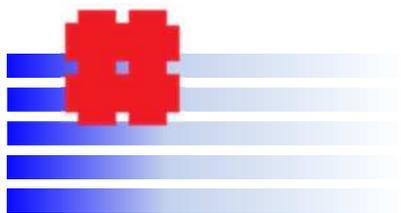


令和6年度
岐阜市サービス提供事業所研修会
(障害児通所支援等対象)

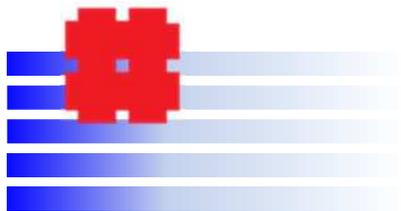
令和6年6月20日(木)
岐阜市 障がい福祉課 指導係



資料2

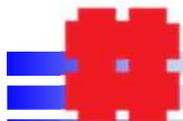
事業所等運営に関する 事項について

(指定基準等)【障害児】



《目次》

- 令和6年4月から義務化されたもの
- 意思決定の支援について
- インクルージョンに向けた取組について
- 総合的な支援の推進について
- 個別支援計画の共有について
- 自己評価・保護者評価等について
- その他

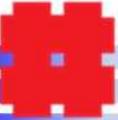


《令和6年4月から義務化されたもの①》

➤ 基準改正により、以下の項目が義務化されています。

(経過措置が、令和6年3月で終了していますので、ご注意ください。)

	項目	対象サービス	内容
1	感染症対策の強化	全サービス	① 委員会の開催 ② 指針の整備 ③ 研修の実施 ④ 訓練(シミュレーション)の実施
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	① 業務継続計画の策定 ② 研修の実施 ③ 訓練(シミュレーション)の実施
3	安全計画の策定	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	① 安全計画の策定 ② 従業者への研修及び訓練の実施 ③ 従業者・保護者への周知
4	送迎車両への安全装置の設置義務化など	児童発達支援(センターを含む)、放課後等デイサービス	① 送迎を目的とした自動車への安全装置(車内の障害児の見落としを防止する装置)の設置 ② 乗降車の際の利用児童の所在確認



《令和6年4月から義務化されたもの②》

【感染症対策の強化について】

(1) 感染症対策委員会の定期的な開催

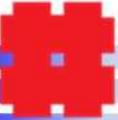
- ◆ 開催時期 … 概ね3か月に1回以上 + 感染症流行時期等を勘案して随時
- ◆ 専任の「感染対策担当者」を決めておく。

(2) 指針の整備

- ◆ 指針には「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する。

(3) 定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 開催時期(研修) … 年2回以上 + 新規採用時
→訓練(シミュレーション)についても、年2回以上行ってください。
- ◆ 研修・訓練の実施記録を作成する。



《令和6年4月から義務化されたもの③》

【業務継続に向けた取組について】

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

◆ 「感染症に係るBCP」と「災害に係るBCP」を策定すること。

→ 一体的に策定してもOK。

→ 各項目の記載内容は、

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
を参照してください。

→ 厚生労働省HP(以下)において、業務継続計画作成を支援するための研修動画や、
ガイドラインが紹介されています。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html



《令和6年4月から義務化されたもの④》

【業務継続に向けた取組について】

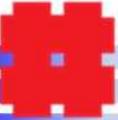
(2) 業務継続計画(BCP)の周知、定期的な研修・訓練の実施

《研修》 …… 業務継続計画の具体的な内容を職員で共有すること。

- 研修の開催は、年1回以上 + 新規採用時（研修の実施内容は記録する。）
- 感染症に関する研修と一体的に実施してもよい。

《訓練(シミュレーション)》

- 実施の時期は、年1回以上。
- 訓練では、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を実施する。
(机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。)



《令和6年4月から義務化されたもの⑤》

【安全計画について】

(1)安全計画の策定

《目的》 障害児の安全の確保を図る。

《対象事業所》 全ての事業所（送迎の有無に関わらず）

《記載内容》

- ①事業所の設備の安全点検
- ②事業所での生活その他の日常生活における安全に関する安全指導
- ③従業者の研修及び訓練
- ④事業所における安全に関する事項 など。

⇒ 事業所外での活動や、車両運行時などに関する内容も含む。

※ 詳細は（安全計画の例もあります。）

「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」
（令和5年7月4日 こども家庭庁支援局障害児支援課）を参照してください。



《令和6年4月から義務化されたもの⑥》

【安全計画について】

(2) 従業者に対する周知、研修・訓練の実施

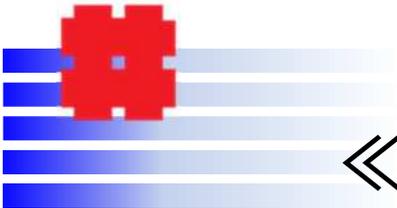
⇒(実際に児童に支援を提供する)従業者の方に、策定した安全計画について周知と、
研修や訓練を定期的に実施すること。

(3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

⇒事業所での安全計画に基づく取組の内容等を、利用する児童の保護者に対し、
通所開始時等の機会において説明するなどの周知を行うこと。

(4) 定期的な安全計画の見直しと、(必要に応じた)変更

⇒定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。



《令和6年4月から義務化されたもの⑦》

【送迎車両における安全装置の設置義務化等について】

➤ 省令改正により、以下の2点義務付けられました。

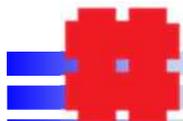
(1) 障害児の自動車への乗降車の際に、**点呼等の方法により障害児の所在を確認**する。

【義務付け対象施設】 指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所
【経過措置】 なし

(2) **送迎を目的とした自動車**に、**安全装置**(ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置)**を備え、降車時の(1)の所在確認**をする。

【義務付け対象施設】 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。)、
放課後等デイサービス事業所

【経過措置】 令和6年3月31日で終了



《意思決定の支援について①》

➤ 運営基準において、事業所に対し、

障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、

個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を行う。

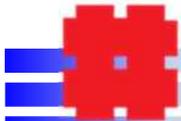
《運営基準条例より(抜粋)》

(指定児童発達支援の取扱方針)

第28条

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

(次ページへ続く)



《意思決定の支援について②》

《運営基準条例より(抜粋)》

(児童発達支援計画の作成等)

第29条

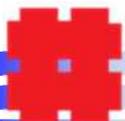
2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、(中略)障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第30条

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。



《インクルージョンに向けた取組について》

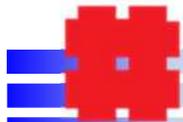
➤ 運営基準において、事業所に対し、

① 併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求める。

② 個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を求める。



障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が児童発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたもの

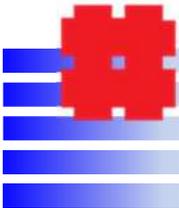


《総合的な支援の推進について①》

- ◆ 適切なアセスメントの実施と、こどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、
支援において、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とする。

5領域 … 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」
「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

- ◆ 個別支援計画等において、5領域とのつながりを明確化。
- ◆ 事業所の支援プログラムにおいても、5領域とのつながりを明確化し、作成した上で公表する。(1年間の経過措置有)



《総合的な支援の推進について②》

【参考】 個別支援計画等に関する事務連絡

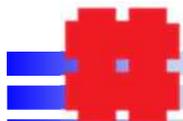
- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」
(令和6年3月15日 こども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡)
- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」
(令和6年5月17日 こども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡)

⇒個別支援計画の記載のポイントや、参考様式・参考記載例が示されています。

(経過措置について)

→令和6年10月31日までは、現行の個別支援計画に「個別支援計画別表(R6.3.15事務連絡に有)」をあわせる対応でも可能。

→経過措置終了までに、見直しのタイミングで、新しい様式の個別支援計画(新たな記載事項を踏まえたもの)へ切り替えが必要。



《個別支援計画の共有について》

➤ 運営基準において、

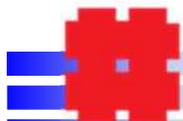
各サービスの個別支援計画を、指定特定(障害児)相談事業所にも
交付しなければならないこととなりました。

《運営基準条例より(抜粋)》

(児童発達支援計画の作成等)

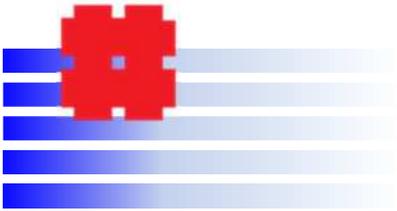
第29条

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付しなければならない。



《自己評価・保護者評価等について》

- ◆ 事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行う。
- ◆ 事業所を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)を受け、保護者に示すとともに、インターネット等で公表する。
(概ね1年に1回以上)
- ◆ (保育所等訪問支援)
 - ⇒ 自己評価、保護者評価に加え、訪問先施設による評価を受け、改善を図る。
 - ⇒ 「自己評価結果等未公表減算」の新設 (令和7年4月1日～)



《その他》

◆ 保育所等訪問支援における、個別支援計画の作成等

⇒ 訪問先と連携して、作成や見直しを行う。
(個別支援会議への訪問先担当者の招集など)

◆ 【主として難聴児を通わせる児童発達支援センター】
【主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター】

⇒ 人員に関する基準については令和9年3月31日まで、
設備に関する基準については当分の間、

なお従前の例によることができるものとする。